

議案第48号

守谷市公式条例の一部を改正する条例

守谷市公式条例（昭和30年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる」を「市庁舎前の」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（守谷市都市公園条例の一部改正）

2 守谷市都市公園条例（昭和57年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第2条第2項各号に掲げる」を「第2条第2項に規定する」に改める。

平成25年9月4日提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第48号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、公告式に係る事務の効率化を図るため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市公告式条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>市庁舎前の</u>掲示場に掲示して行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>次の各号に掲げる</u>掲示場に掲示して行う。</p> <p>(1) <u>市役所前掲示場</u></p> <p>(2) <u>高野公民館前掲示場</u></p> <p>(3) <u>大野小学校前掲示場</u></p> <p>(4) <u>文化会館前掲示場</u></p> <p>(5) <u>保健センター前掲示場</u></p>

守谷市都市公園条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法等)</p> <p>第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）<u>第2条第2項に規定する</u>掲示場に掲示することによって行うものする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法等)</p> <p>第17条 法第27条第5項の規定による公示は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）<u>第2条第2項各号に掲げる</u>掲示場に掲示することによって行うものする。</p> <p>2 (略)</p>